

令和7年山武市教育委員会会議第11回定例会会議録

1. 日 時 令和7年11月20日（木）午後2時00分開会
2. 場 所 教育委員会会議室
3. 招集者 山武市教育委員会 教育長 内田 淳一
4. 議 題

議決事項

- 議案第1号 山武市スポーツ推進審議会委員の任命について

協議事項

- 協議第1号 山武市立小中学校の規模適正化・適正配置基本計画の改定について
協議第2号 山武市立図書館規模適正化計画（案）に係るパブリックコメントについて

報告事項

- 報告第1号 代理の報告について（山武市議会第4回定例会提出議案（令和7年度山武市一般会計補正予算（第4号））に同意することについて）
報告第2号 代理の報告について（山武市議会第4回定例会提出議案（財産の取得の変更）に同意することについて）
報告第3号 令和7年度千葉県教育委員会教育功労者の決定について
報告第4号 代理の報告について（山武市議会第4回定例会提出議案（公の施設に係る指定管理者の指定について（山武市成東学童クラブ））に同意することについて）
報告第5号 代理の報告について（山武市議会第4回定例会提出議案（公の施設に係る指定管理者の指定について（山武市松尾地域学童クラブ））に同意することについて）
報告第6号 令和8年山武市二十歳を祝う会の開催について
報告第7号 エンジョイスports in山武について
報告第9号 令和7年12月の行事予定について
報告第10号 代理の報告について（いじめの対処について）
報告第11号 教職員の任免その他の進退に関する意見書の提出について

出席委員	教育長	内田 淳一
	教育長職務代理者	木島 弘喜
	委員	北田 昭雄
	委員	鈴木 智子
	委員	伊藤 範子

欠席委員	委員	相葉 英樹
------	----	-------

出席した職員の職及び氏名

教育部長	今関 正典
教育総務課長	坂本 あゆみ
子ども教育課長	高橋 和雄
指導室長	藤田 幸之介
施設整備課長	高山 義則
生涯学習課長	渡辺 幹夫
スポーツ振興課長	松本 清
文化会館長	平山 孝昭
図書館長	大石 由香
運動公園管理事務所長	鈴木 慎太郎
学校給食センター所長	土屋 雅美
教育総務課副主幹	岩澤 智子

事務局

教育総務課総務企画係長	山倉 郁生
教育総務課総務企画係主任主事	市東 和洋
教育総務課総務企画係主事補	庄司 敦美

◎開 会 午後2時00分

教育長 それでは、委員の皆様、山武中学校の訪問に引き続き御苦労さまです。

ただいまから山武市教育委員会会議令和7年第11回の定例会を開会いたします。

本日、相葉委員が欠席ということで連絡を受けております。よろしくお願ひいたします。

それでは、会議に入る前ですが、事前に配付しました議事日程の変更を教育委員会会議規則第8条の規定によりお願ひしたいと思います。協議日程の中にありました協議第1号の後に協議第2号ということで、本日の報告第8号の部分をそのまま移しまして、山武市立図書館規模適正化計画（案）に係るパブリックコメントについて協議第2号として追加をしまして、報告第8号を削除、欠番にしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

（「異議ございません。」の声あり）

教育長 異議がないようですので、新たな議事日程を配布します。資料はありますね。よろしいですか。

（「はい。」の声あり）

教育長 それでは進めたいと思います。

◎日程第1 会議録署名人の指名

教育長 日程第1、会議録署名人の指名を行います。

今回は、北田委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

北田委員 はい、承知しました。

◎日程第2 会議録の承認

教育長 次、日程第2、会議録の承認です。

令和7年第10回定例会の会議録を事前に配付させていただきましたが、異議ありませんでしょうか。

（「異議ございません。」の声あり）

教育長 異議がないようですので、会議録承認ということにいたします。

◎日程第3 教育長報告

教育長

続いて、日程第3、教育長報告です。資料の1ページになります。主なもののみ説明をいたします。

10月17日、山武市特別支援教育推進スポーツ大会が東金アリーナで開催されました。これは、特別支援教育に関わる児童生徒の交流や特別支援教育に対する地域全体の理解を深めることで開催されております。本年も本市から大勢の児童生徒が参加をいたしました。障害物競争や玉入れなど、大変楽しそうに取り組んでおりました。

続いて、10月18日、市の青少年育成市民会議主催の「海のおそうじ&おもしろ凧あげ」が本須賀海岸で開催されました。昨年同様、市内小学生が保護者とともに参加し、海岸清掃や恐竜の着ぐるみレース、おもしろ凧あげなどのイベントに参加いたしました。

同じく10月18日、なんごうこども園、しらはたこども園、成東小学校の運動会を視察いたしました。小中学校の運動会については、春に実施する学校が増えていますが、特に小学校については、すけれども、保護者への体育授業の成果を見せる場ということ、また、運動会特別活動で、ペーパーテストに現れない学力を形成する重要な場であるという面などから鑑みて、秋の充実した実施を呼びかけているところであります。

続いて、10月23日、山武郡市広域行政組合教育委員会の臨時会が開催されました。内容は、ハートフルさんぶの大網白里教室の移転についてでございました。これについて、11月17日にさらに臨時会を行いまして、様々議論しましたがけれども、移転が、費用の面でなかなか難しいということで、今年度は中止ということで決定いたしました。

10月26日、山武市生涯学習振興大会が開催されました。この大会は、山武地方社会教育振興大会を兼ねて開催されておりました。開会行事の中で今年度のニュージーランド派遣団の報告が行われました。研修生からの報告を聞いて、改めて、研修生が多くのことを学んできたということを感じました。また、その後行われた講演の中で、アイリッシュハーブ奏者の永山さんからすばらしい講演をいただきました。3時間が非常に短く感じたところです。

11月4日です。委員の皆様に参加していただきまして、山武地区教育委員会連絡協議会の研修会、表彰式ということで行いました。研修会で金子さんからLGBTQ活動に対する理解について、

なかなか斬新なお話をいただきました。

次に、多々良さんからことばの教室の担当者の専門性向上と医療との接続ということで、また新たな視点からお話があって、それぞれ大変有意義な研修だったと思います。

また、研修会後の表彰式ですけれども、1日の流れ、全体構成を昨年度と随分入れ替えまして、事務局の尽力で無事終了したところです。

11月12日、県の教育委員会による本年度第1回の市町村教育長面接が行われ、学校職員の年度末人事異動について、県の教育委員会と市の教育委員会とで協議を行いました。

11月18日、退職女性校長会というのがありまして、その役員さんが訪問をいただきました。管理職等、学校の指導的な立場への女性の積極的な登用ということについて意見交換をいたしました。

11月19日、市議会の定例会が開会となりました。

その他、表に記載のとおりでございます。

教育長報告について何か質問はございますでしょうか。

(「ございません。」の声あり)

教育長

ないようですので、続いて、本日の議題について申し上げます。

本日は議決事項として、議案第1号の1件、協議事項として先ほど追加がありましたので、協議第1号、2号の2件、報告事項として、報告第1号から報告11号、8が欠番になっておりますので10件でございます。

そのうち報告第10号は、教育委員会会議規則第12条第1項第3号の個人に関する情報を含み、会議を公開することにより、個人の権利、利益を害するおそれのある事項に該当することから、また、報告第11号は、同規則同条第1号の任命、賞罰等、職員の身分の取扱い、その他の人事に関する事項に該当することから、それぞれ非公開としたいのですが、賛成の委員の皆様、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第10号及び報告第11号は非公開とします。

また、審議の順ですが、先に公開案件を審議し、日程第7のその他をやってから非公開案件を審議したいと思いますけれども、よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

教育長 それでは、公開案件を先に審議するということにいたします。

◎日程第4 議決事項

○議案第1号

教育長 それでは、日程第4、議決事項に入ります。
議案第1号、山武市スポーツ推進審議会委員の任命についてです。
事務局から提案理由の説明をお願いします。
スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長 それでは、議案第1号について御説明を申し上げます。
山武市スポーツ推進審議会委員の任命について説明いたします。
資料2ページでございます。
任期満了に伴い任命するもので、委員10名全員再任という形で
ございます。任期につきましては、令和7年12月21日から令和9
年12月20日までとなります。
3ページのほうに根拠となる資料等が参考でついております。
説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

教育長 それでは、ただいまの説明に質問、御意見等がございましたら
お願いいたします。よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

教育長 それではお諮りいたします。
本議案に賛成する委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 挙手全員です。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 協議事項

○協議第1号

教育長 続きまして、日程第5、協議事項に入ります。
協議第1号、山武市立小中学校の規模適正化・適正配置基本計
画の改定についてです。
事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長

協議第1号、山武市立小中学校の規模適正化・適正配置基本計画の改定についてになります。

資料は、別冊の基本計画の後期改定版（案）となります。こちらを御覧いただけますでしょうか。

提案理由でございますが、平成28年に策定した山武市立小中学校の規模適正化・適正配置基本計画は、前期計画を令和7年度までの10年間とし、令和8年度以降を後期計画としております。後期計画においては、前期計画期間中の見直しが必要であることから、山武市学校のあり方検討委員会からの答申を踏まえまして、後期計画改定版（案）のとおり改定することについて、委員の皆様から意見を求めるものでございます。

答申内容につきましては、前回10月の教育委員会会議におきまして御説明をしたところです。その際に、教育委員会で後期計画の改定版を作成する上で、答申書に基づく項目について御確認いただきましたので、その項目に沿いまして作成した事務局案を今お示ししてございます。

初めに、資料の目次を御覧ください。第1章から第4章までございまして、第1章は基本計画の背景等、第2章は市内小中学校の現状と推計、第3章は学校規模適正化・適正配置に向けた取組、最後、第4章は計画の進め方と配慮事項となっております。

続きまして、1ページを御覧ください。第1章、基本計画の背景等では、（1）背景と目的、（2）これまでの経緯、（3）基本計画の期間、（4）計画の進め方、こちらで構成してございます。

なお、（3）基本計画の期間につきましては、答申を踏まえまして令和8年度から令和17年度までの10年間としております。

次に、2ページから4ページを御覧ください。第2章、小中学校の現状と推計になります。

（1）に児童生徒数とし、令和7年5月1日現在、今年度5月1日現在の年度ごとの児童生徒数の推移をグラフにしたものと、その下に学校ごとの推計を記載してございます。

続きまして、3ページから4ページは、（2）学校施設の現状、（3）学校施設の整備計画としております。

次に、5ページを御覧ください。ここから第3章、学校規模適正化・適正配置に向けた取組となります。

(1) 山武市における適正規模といたしまして、山武市として最低限確保したい学校規模、こちら、下限の目安を、小中学校共に学級数が6学級以上、小学校は各学年1学級以上、全校児童は60人程度、中学校につきましては、各学年2学級以上、全校生徒が100人程度としております。

続いて、(2) 山武市における学校の適正規模を基本方針で示している内容としています。

続きまして、6ページになりまして、(3) 学校再編のスケジュールになります。

検討対象となった学校の方向性につきましては、地域懇談会等の意見を踏まえ、教育委員会で協議し、結論を出すこととしております。

また、規模適正化に向けました具体的な取組を行う場合については、それぞれの学区の特性を考慮しつつ、学校施設の整備や通学手段の確保など、具体的な取組を円滑に進めるため、開校年度の3年前を基本として実施計画を策定するとしております。

次に、(4) として後期計画で検討の対象とする学校について、こちらに記載しております。

検討の対象となる学校は、山武市として最低限確保したい学校の規模、こちら、下限の目安となる見込みがある学校といたしました。小学校が、大富小学校、鳴浜小学校、山武北小学校、大平小学校、中学校が成東東中学校としております。

②では、①の学校において検討を進めることとなった場合の学校の組合せをお示ししてございます。

なお、地域性、通学環境、児童数の推移等を踏まえまして、段階的かつ柔軟に検討すること、また、町村合併している山武市は、地域によって成り立ちや考え方も異なり、学校の状況もそれぞれでございます。このことから、画一的な学校編成ではなく、地域ごとの状況を鑑み、検討段階となった場合において地域懇談会等を開催し、学校の組合せごとに進めていくこととしております。

続きまして、7ページから9ページを御覧ください。ここでは、(5) 児童数・生徒数および学級数の現状と見込みといたしまして、先ほどの検討対象校としている学校と、その組合せとしている学校ごとに、現状と今後の状況を示してございます。

同じく、9ページを御覧ください。(6) 今後の対応方針をこちらに記載しております。小学校は、令和10年度に大富小学校が山武市として最低限確保したい学校規模の児童数の目安を下回り

ます。その後も減少が続くことが見込まれます。そのほかの学校は、令和12年度以降に同規模校を下回る見込みとなっております。

したがって、このことから、大富小学校を優先度の高い学校といたしまして、来年度、令和8年度から今後の学校の在り方について検討を進めていくことといたします。そのほかの学校につきましては、今後の児童数の推移ですとか学校施設の老朽化等の状況を考慮いたしまして、順次検討を進めていきます。

続いて、中学校につきましては、当面の間、一定の生徒数を有しまして、複数学級を維持できる見込みでありますことから、生徒数の推移や教育環境に与える影響等を確認しながら、今後の在り方について検討を進めていくこととしております。

次に、10ページから11ページになります。(7)学校の小規模化に対する手法を記載いたしました。その手法といたしまして、こちらに記載してある学校統合の場合は廃校、休校、分校、11ページ、②小中連携校、小中一貫校、③として小規模特認校の制度の導入、④として隣接校との交流促進、こういったものを例として挙げてございます。

続いて、12ページと13ページは、現在の小学校と中学校区ごとの配置図となっております。こちら、グレーになっているところは、前期計画で統合した学校を色分けさせていただいております。

続いて、14ページを御覧ください。第4章、計画の進め方と配慮事項になります。

(1)の具体的な進め方の例といたしまして、後期計画の先ほどの対象校におきまして、山武市として最低限確保したい学校規模を下回る見込みとなり、学校の方向性について検討段階となった場合の基本的な進め方をこちらに記載してございます。

1番目としまして、今後の学校の在り方について、広く意見を聴取するため、市民アンケートを実施します。また、学校規模適正化に向けた具体的な方策について、地域の方から意見を伺うため、例えば、中学校区ごとに地域懇談会等を開催いたします。

その後、2番目として、学校のあり方検討委員会において、地域懇談会等で出た意見等を踏まえまして、今後の学校の在り方について、こちらで方向性を確認します。

その次に3番目として、地域懇談会や学校のあり方検討委員会などで上がった具体的な取組につきまして、こちら、教育委員会のほうで協議していただいた上、最終的な方向性を定めまして、計画的に進めるための実施計画を策定してまいります。

その次に4番目といたしまして、実施計画を円滑に進めるために、例えば統合準備委員会などを設置し、具体的な取組を実施する年度の2年前、こちらを基本として、計画で決定された取組を進めていきます。

(2) 実施計画の策定とその内容では、実施計画の策定とその推進に当たっては、計画内容について、対象校の保護者や地域の皆様に対して十分な説明を行うとともに、意見、要望を十分に踏まえ、理解、協力を得て策定し、推進していくこととしています。

次に、15ページを御覧ください。(3) 配慮すべき事項といたしまして、①児童生徒の環境変化への配慮、②通学環境における安全安心への配慮、③教職員体制の整備等への配慮、④地域コミュニティ活動への配慮、⑤学校施設や跡地の活用への配慮、最後に、⑥施設整備への配慮としております。

以上が後期計画改定版の案の概要となります。

私の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

教育長

それでは、私たちがこの基本計画の案を今まで協議してつくってきたわけですが、事務局にこのような形でまとめていただきました。何か、ここを変えたほうがいいのか、もうちょっとここを直していこうとかという御意見があれば、皆さんでつくっていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

木島委員。

木島委員

私から、これを拝見しまして、2点ほど。

まず1点目が、6ページの文言なんですけれども、6ページの(4)後期計画で検討の対象となる学校とありますが、最下段に「地域懇談会等を開催し、以下に掲げる学校の組合せごとに進めていくこととします」と明記してあります。ここで、「以下に掲げる学校の組合せごとに」という、ここをカットしたほうがよろしいんじゃないかなと思いました。というのは、上のほうに「以下に掲げる枠組みを基本としつつ」となっています。

教育総務課長

(4)の次の行ということですかね。

木島委員

(4)の上のところですね。ここに、枠組みを基本としつつも、それにとらわれることなく、段階的かつ柔軟に検討すると、ここのうたって明記してあるにもかかわらず、一番下に来て、「以下

に掲げる学校の組合せごとに進めていくこととします」と書くと、結局、この組合せでやるのかとなってしまうので、この文言をカットして、「地域懇談会等を開催し、進めていく」というふうにしたほうがよろしいんじゃないかなというのが、まず1点です。

教育長 それについて、ほかの委員の皆さん、いかがですか。柔軟にと上に書いてあるので、どうですかね。

木島委員 これが入ってしまうと、せっかく上で柔軟にと言っているのに、結局この組合せかとなってしまうので、上に書いてあるのは、ただ言っているだけみたいなことになってしまう。実際、基本的には、この組合せで行くことを基本とするんですけども、あえてここで明記しないほうが柔軟にやりやすいのかなと思います。

教育長 北田委員。

北田委員 場合によっては違う方向性になることも考えられる。多分そういう想定もあるかと思いますが、木島委員の意見に賛成です。

鈴木委員 いいと思います。

教育長 よろしいですか。
では、これで大きく趣旨が変わるわけではないので、事務局的には、ここを削除でつくってもらっていいでしょうかね。

木島委員 「以下」から「に」までですね。

教育長 ほか、ありますか。今のでいいでしょうか。

教育総務課長 組合せの表はそのままでよろしいということで、文言だけということですね。

木島委員 はい。上で言っていますので、「この枠組みを基本としつつ」と書いてありますので、基本の枠組みはこれということで。文言のところをカットするだけなんですね。

教育長 その方向で行きましょう。

そのほか、何かありますか。

木島委員

それと、もう一点なんですけれども、大変よくできていると思いますが、もっとよくするために、7ページ以降に、いわゆる大富小学校とか鳴浜小学校の検討対象校の数値が一覧表で明記されているんですけれども、ここが数字の表だけだと、ぱっと入ってこないですよ。私だけかもしれませんが。ですから、あえて、棒グラフであるとか、そういったグラフを活用することで、瞬時に、こういう状況だなというものが把握できるようにつくりにすると、もっとよくなるのかなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

教育長

ほかの委員、いかがでしょうか。

鈴木委員

折れ線グラフとか棒グラフとかということでしょうか。

木島委員

棒グラフとかだと、推移が、この年で随分減っているねとか、この学年、少ないんだねというのが、瞬時に把握できると思うんですよ。

教育長

いいですか、ほかの方。

前の計画には、その辺の資料が細かく載っていたんですよ。例えば、2ページのところに7年から13年まで小学校の推移が載っているんですけど、これのもうちょっと細かいやつが載っていたんです、前の方針だとか計画だったと思いますが。各学校の何年生は何人、何年生は何人という細かいのが、前、資料でついていたんですよ。

ですから、例えばさっき木島委員が言った7ページ、8ページのところだと、7年度から急に10年度になっちゃったりして、そういう意味で、きっと、木島委員が、推移が分かりにくいって言ったんじゃないかなと思うので、だったら、前みたいに資料を後ろにくっつけてもらったらどうですかね。

木島委員

そうですね。そのほうがきれいなつくりになるのかなと。

教育長

例えば、生まれていない子の推移は分かりませんから、生まれている子の0歳のところまでの推移があればよいですね。

教育長 そのほか何かありますか。
 例えば、こういう資料を中にとりか、後ろにくっつけてもら
うとか、何かそういう方法もあるかなど。全部グラフにすると、
また、すごく多くなっちゃうので、どうでしょうかね。

北田委員 これで分かりやすいと思います。

教育長 学年ごとに追っていけるんですよ。

木島委員 これでも十分分かりやすいかなと思います。

教育長 今の計画書には児童生徒数の推移がついていましたが、今回の
改定版では取ってしまいました。載っていたほうが分かりやすい
ですよ。

木島委員 そうですね。先が見えますよね。

教育長 では事務局で、これをつけるように変えてもらってよろしいで
しょうか。
 そのほか何かございますか。時間をかけてやってきましたので、
大体いい感じですね。今回は議決ではございませんので、これを
基に事務局のほうで今の意見をさらってもらって体裁を整えてい
ただいて、また示していただければと思います。よろしいですか。

 (「はい。」の声あり)

教育長 それでは先へ進みたいと思います。

教育総務課長 はい。

○協議第2号

教育長 それでは、協議第2号になります。先ほど挿入した分です。協
議第2号、山武市立図書館規模適正化計画（案）に係るパブリッ
クコメントについてです。
 事務局から説明をお願いいたします。
 教育総務課長。

教育総務課長

協議第2号、山武市立規模適正化計画（案）に係るパブリックコメントについて説明します。

本日お配りしました資料を御覧ください。

初めに、今回のパブリックコメントの概要ですけれども、意見の募集期間は、令和7年9月16日火曜日から10月17日金曜日までの1か月間で、46名の方から御意見をいただきました。

今回のパブリックコメントに対して御意見を寄せていただいた多くの方は、図書館利用者であったのかなというのが見受けられました。このことから、集約化に反対との御意見が多くございましたが、少数ながら、財政状況を考慮するとやむを得ないとの御意見ですとか、市全体の最適化の観点から、もっと早く集約すべきであったのではないかなというような御意見もありました。

また、具体的な要望や提案につきましては、現在の図書館の場所に、図書コーナーですとか自習スペース、学習スペースなどを設けてほしい、こういった意見もありましたし、また、利便性確保のために、図書館の貸出しですとか返却場所を多く設けてほしい、こういった御意見がございました。

なお、本日、別冊資料でお配りしています意見の詳細というところに、名前を伏せまして、パブリックコメントをいただいた原文を資料としてお配りしておりますので、お目通しいただいて、御意見をいただければと思います。

私から、概略ですが、以上です。

教育長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から質問とか御意見等が何かあれば、これも学校の規模適正化と同じようなものですので、あればお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。なかなかすぐ目を通すのも大変だと思いますし、目を通しながらでいいんですが。では私から事務局に質問です。

廃止、存続ではなく、集約するならどういうことをお願いしたいという意見はどのようなものが多かったですか。集約をするのであれば、どういうことを注意してほしい、こういうことをやってほしいとか、そういった要望とかはありましたか。

教育総務課長

現在、3館、図書館として貸出しを行っていますが、もし集約した場合は、今あるところに図書コーナーや、引き続き貸出しができるコーナーを残してほしい、お子さんが来てくつろげるスペ

ースを、集約するのであればつくってもらいたいという御意見がかなり多く寄せられておりました。

教育長

ということですが、委員の皆様、いかがですか。

集約したから廃止して、そこを潰してということではなく、本を残してもらえるか、借りられるかどうか分からないですけど、そこで本を読めたり、学習スペースがあったり、何かそういったものが残せるといいなと思いますが、いかがでしょうか。

北田委員。

北田委員

ずっと読ませてもらったんですが、なかなか多くの意見が寄せられたと思います。パブリックコメントってこんなに御意見が出るのかなという感じを受けましたけれども。

今、教育長のほうからもありましたけれども、読んでいて、集約する際の工夫というか、要望を何らかの形で実現できるといいなというふうに私は思いました。今の状態を維持できればいいんですけど、なかなかそれができないという状況に、いろんな観点から挙げられています。

そこで、対策というか、少しでも皆様に納得というか、少しでも使いやすいというか、利便性を残すというか、そういうようなことで考えられる方法をもう一度挙げてみたらどうかなということをおもいました。

教育長

そのほか、いかがですか。

鈴木委員。

鈴木委員

3館ある図書館を1つにして、2つを潰してなくしちゃうみたいな捉え方ではなく、結局、そこは何かしら有効的に本を読めますとか使っていくんだよ、いけるようにしていきたいですみたいなことをもっと表に出して、本当に図書コーナー、子供、お年寄りが集える場所とか、そういうふうに残していくけど、財政状況とかもあるし、図書館として大きな3本柱の一番の柱を成東に持っていただくだけで、ほかの2つも、決して潰していくわけではないんだよというのを、前面に出すとどうかなと思います。これを見ていくと、図書館がなくなっちゃうことだけが伝わってくるので、それをもうちょっと上手にみんな考えて、それが提案をしていければ受け入れてくれるのかなと思いました。

教育長 伊藤委員。

伊藤委員 私も鈴木委員と同じで、みんながすごい心配しているのは、図書館がなくなっちゃうということなんですよね。ですので、そのところをパブコメの中にもたくさん、いろんなこうしたらどうかとか、そういう意見が上がっていますよね。そういうのも参考にしていきながら、やはり地域の住民がそこで集える場というのかな、そういう場を残していきたい。それを何か工夫していきたいなという気持ちはします。

教育長 鈴木委員。

鈴木委員 図書館は壊さないんですよね。

教育長 それは、これから。

鈴木委員 まだこれから。壊すのもお金がかかりますよね。壊さないで、結局、お金がかからないで、でも、開けていられるのかなとか、そういうのもあるんですけど、開館していけるようなラインを探っていけたらいいなと思います。

教育長 一応、計画案の13ページに図書館機能の維持というところが、ちょうど今、皆さんがおっしゃったようなことが書いてありますので、そういうのを含むのであれば、この計画としてもいいかなと。

鈴木委員 そうですね。これを言っていましたね。

教育長 潰すんじゃないかってというのは、皆さんがおっしゃってましたので、何とかここに。幾つか例示ですよ、ここはね。あくまでも例示が幾つか出ていますけれども、何かしらのことをやっていけるようなというふうにこの案ができていますので、であれば、ここに書いてあるようなことで、委員の皆様の考えは生かされているのかなという感じが、13ページですよ。

鈴木委員 これがもうちょっと伝えられると。

教育長 木島委員。

木島委員 実際に、こちらのパブコメのほうにも、やっぱり図書館がなくなっちゃうというようなイメージのようなんですよね。だから、静かに勉強できるスペースだけでもいいから残してくれませんかとか、そういう意見も結構あるようですので。ですから、まだまだ住民の皆さん、誤解をしているというか、そういうふうには食い違った部分がありますので、決してなくなっちゃうわけではないんですよ。ただ、図書館機能としては1本に絞って、その代わりにこういうスペースとしてはいろいろ活用していきますので、皆さんのこういった貴重な意見を吸い上げつつ、いろいろと生かした空間づくりにこれから進んでいけばいいのかなというふうに思っております。

教育長 ちょうど13ページの図書コーナーのところ、皆さんがおっしゃったことじゃないかなということで。参考の写真が出ていますが、これは別に図書館ではないんですが、こんなところがあってもいいですよ。こうなるかどうかはともかくですね。

木島委員 イメージとして。

教育長 検討しますというふうに計画も書いてありますので、ぜひそういう検討を今後やっていけばいいかなとは。

木島委員 きっとこれが残ると、あれっ、図書館が残っているというふうになるかもしれません。このイメージの部分。

鈴木委員 統合イコール廃校になるから、そのイメージが、統合すると廃校になって、そこに出入りできない空間が残るイメージが私も強かったですよ。そうじゃなくて、ここを活用していくんだよということを、もっと前面に出して伝えていけば、きっと、まだ夢と希望がみたい。

木島委員 安心感につながる。

教育長 分校で残すとかというふうに。

鈴木委員 そうなんですけど、でも、多分、これを書いている人は、本当になくなっちゃうイメージで、あんな素敵な建物、あんな見晴らしがいい、景色がいいところが閉鎖されてしまう、入れなくなってしまうという捉え方がすごく多いなって、読んで感じました。

教育長 今言っていた委員の皆様の御意見とすると、この13ページにあるようなことを検討していくということで、ここに大体入っているなという感じでいいでしょうかね。

事務局、そんなような感じで皆さんの御意見が出ていますけれども、何かありますか。

教育総務課長。

教育総務課長 今回パブリックコメントの意見も寄せられました。今、委員の皆様からもいろいろ御意見をいただきましたので、その意見を踏まえまして、また、こちらの計画書のほうを多少修正する部分もあるかもしれませんので、また御提示させていただいて、それについてさらに協議をいただければと思います。ありがとうございます。

教育長 今日の協議はこれで終了にしたいと思います。ありがとうございます。

◎日程第6 報告事項

○報告第1号

教育長 それでは、日程第6、報告事項に入ります。

報告第1号、代理の報告について（山武市議会第4回定例会提出議案（令和7年度山武市一般会計補正予算（第4号））に同意することについて）です。

それでは、各課等の長、それぞれ私から指名しませんので、教育総務課長からでいいんですかね、順に報告をお願いいたします。

教育総務課長 5ページを御覧ください。

初めに、提案理由でございますが、山武市議会第4回定例会提出議案（令和7年度山武市一般会計補正予算（第4号））について市長から意見を求められたことによるもので、令和7年11月5日に教育長が代理処理いたしましたので報告をするものでござ

います。

昨日、11月19日開会の山武市議会第4回定例会に提出いたしました12月補正予算（案）について、各課から順に説明をさせていただきます。

子ども教育課長

それでは、子ども教育課所管部分を説明します。

まず、歳出についてです。

資料6ページを御覧ください。一番上、家庭児童相談事業です。これは、令和6年度中に児童入所施設措置の補助金交付を受けたところですが、措置の実績がなく、補助金の返還が必要なため補正を要求するものでございます。児童入所施設措置の費用とは、例えば、援助者のいない独り親家庭の母子の施設入所等に必要な経費になります。これがなかったという意味です。

次に、6ページ、2番目を御覧ください。市有バス運行事業です。市有バス4台のうち1台のカーナビでNHKのテレビが視聴可能になっており、その受信料を計上しなければならないので、過去7年分遡っての補正です。

続いて、6ページから7ページにかけて、各学校の施設管理事業が、各学校がたくさん並んでおりますが、これは主に初夏から秋口にかけてエアコンの使用料が大変多くなりまして、それに伴い不足が生じたための補正でございます。

続いて、6ページ中段と一番下に小学校と中学校の情報化教育環境整備事業がございます。これは、各学校で使用している校務支援システム用のパソコンの故障があり、業務に支障を来すため、一部のパソコンを買い換えるための補正でございます。

歳出の説明は以上です。

では続いて、子ども教育課の債務負担行為についてです。

資料が飛びまして8ページの一番下です。小中学校ICT業務委託についてです。これは、ICT支援員の派遣についての業務委託です。ICT支援員さんを4月1日から派遣が可能となるように、前年度の2月に入札手続を行っております。したがって、債務負担行為を設定でするものです。

次、9ページです。一番上と中段を御覧ください。学童クラブの指定管理者委託料です。これは、成東学童クラブと松尾地域学童クラブについて、令和8年度、来年度から5年間の施設の管理運営を委託するものです。

子ども教育課の債務負担行為については以上です。

子ども教育課の最後に繰越明許です。

資料が飛びまして13ページです。一番下の2つを御覧ください。先ほどの歳出で説明した校務用パソコンの一部買換えについてですが、12月議会で議決後、2月に入札執行の予定ですが、その後、端末の設定作業期間が3か月ほど見込まれますので、納品が年度内に完了しない見込みです。よって、繰越しをお願いするものです。

子ども教育課からの説明は以上です。

施設整備課長

続きまして、施設整備課、高山です。よろしくお願いいたします。施設整備課、12月補正の内容は、債務負担行為の設定となります。

資料は9ページの下段と10ページを御覧ください。これは令和8年度予算となりますけれども、令和8年4月1日から履行開始となる年間の業務委託であるため、12月補正において債務負担行為を設定させていただいた上で、令和7年度中に入札で業者を選定し、契約を締結するものです。

該当する業務委託に係る予算は、9ページ下段と10ページの中段にあります小中学校の消防設備保守点検委託料、10ページ上段と下段にあります小中学校の浄化槽管理清掃委託料となります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

文化会館長

文化会館、平山です。よろしくお願います。

8ページを御覧ください。成東文化会館施設管理事業のガス使用料が、酷暑による空調機器の使用が増加したことから予算不足と想定されるため、増額補正をお願いするものです。

続いて、下段の施設修繕工事です。空調設備の冷温水器故障により緊急で修理が必要なため、増額補正をお願いするものです。

続いて、その下段になります。成東文化会館改修事業です。成東文化会館の非常放送設備の故障により音が小さくなり、緊急で修理が必要なため、増額補正をお願いするものです。

続きまして、11ページを御覧ください。債務負担行為となります。

上段の成東文化会館施設管理事業、中段のさんぶの森文化ホール施設管理事業、共に、舞台、音響、照明等の操作委託を4月より執行するので、3月に入札を行うものです。債務負担行為をお願いするものです。

続いて、14ページを御覧ください。先ほど説明いたしました非常放送設備の修理について、緊急に修理する必要があるため、年度内に契約する必要があります。工期が5か月を要することから、繰越明許をお願いするものです。

以上です。

スポーツ振興課長 それでは、スポーツ振興課でございます。

11ページを御覧ください。債務負担行為となります。11ページの一番下と隣の12ページの上2つでございます。

まず、スポーツ振興課の債務負担行為でございますが、いずれも運動施設の土地の借り上げということになっております。1つは成東総合運動公園、それから蓮沼スポーツプラザ土地借上料、蓮沼野球場土地借上料となっております。いずれも、令和8年3月31日で契約期間が切れるものにつきまして、その後3年間の債務負担行為を設定することとしておりますので、3件の債務負担行為ということでお願いするものでございます。

以上でございます。

運動公園管理事務所長 運動公園管理事務所の鈴木です。よろしくお願いいたします。

8ページ上段を御覧ください。さんぶの森中央会館施設等改修事業になります。中央会館の街灯設置工事について、入札執行により不用額が生じることとなったための減額、施設改修工事については、正面入り口自動ドアの枠にゆがみが生じ改修が必要となったため、増額をお願いするものです。

続いて、12ページの下段及び13ページの上段を御覧ください。債務負担行為補正となります。

さんぶの森中央会館浄化槽及びさんぶの森公園浄化槽の保守清掃管理委託業務で、令和8年度4月からの業務委託の入札を2月に実施する予定のため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

続いて、14ページを御覧ください。繰越明許費補正となります。

先ほどのさんぶの森中央会館の自動ドア改修について、補正予算成立後に入札を行った場合、年度内での適正な工期を確保できないと見込まれることから、工事監理委託料及び改修工事費を来年度へ繰越しを行うものです。

説明は以上となります。

学校給食センター所長 学校給食センター、土屋です。よろしくお願ひいたします。令和7年度12月補正予算（案）の概要について御説明申し上げます。

事業名は、学校給食センター施設管理運営事業、歳出予算です。資料は8ページです。補正前の予算額2億5,938万6,000円に補正額2,333万2,000円を増額し、補正後の予算額を2億8,271万8,000円といたしました。内訳は、水道光熱水費1,320万円、賄材料費1,013万2,000円です。水道光熱水費に関しましては、電気料となります。

当初、新センターでの電力量を試算するに当たり、本来であれば設備機器、空調、照明機器の電力量を想定すべきところ、設備機器のみの想定電力量としていたため、今後、電気料金に不足が生じることが判明したことにより補正をお願いするものです。

次に、賄材料費に関しましては、昨今の食品等の高騰、特に米価格の上昇に際しまして、当初予算を考慮し献立を調整しますと、国の定めた栄養価の基準を満たすことができない状況となっています。献立を工夫するなど、給食提供を試みておりますが、基準を達成できない状況見込みであり、今回、物価高騰相当分について補正を要求するものです。

続きまして、資料13ページ、債務負担行為となります。

事業名は、学校給食センター施設管理運営事業、害虫防除委託料【長期継続契約】です。

令和8年4月1日から3年間の長期継続契約で業務を委託するもので、事前に入札をする必要があることから、債務負担行為を設定するものです。令和8年度からそれぞれ112万2,000円をお願いするものです。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

教育長

事務局、これで全て終わりましたですか。

それでは、報告が終わりましたので、ただいまの報告に対し質問等がございましたらお願いします。

木島委員。

木島委員

7ページの、簡単に申し上げますと、パソコンが故障して修理というか交換というやつで、山武市が全部負担して換えるという形なのか、保証がある程度効いているから、半額負担で換えるの

かという、全額負担ですか。

教育長 子ども教育課長。

子ども教育課長 全額の負担です。教職員が事務処理に使うパソコンです。そのライセンスが、来年度に全体が切れるので、また契約更新なんですけれども、それを待たずに、予算の許す範囲で、各学校3台程度新しいものを配れるように準備しようと思っております。

教育長 木島委員、よろしいですか。

木島委員 はい。

教育長 そのほかございますか。
鈴木委員。

鈴木委員 給食センターのことで、害虫防除というのは、どういうことをするんですか。

教育長 給食センター所長。

学校給食センター所長 害虫防除業務委託なんですけれども、給食センターの厨房の中に虫を捕虫する機械を設置しています。そちらの維持管理、毎月1回設置業者が調査をして、ごみの回収とか報告書を提出してもらっています。

教育長 鈴木委員、よろしいですか。

鈴木委員 ありがとうございます。

教育長 そのほかございますか。よろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

教育長 それでは、次に進みます。

○報告第2号

教育長 報告第2号、代理の報告について（山武市議会第4回定例会提

出議案（財産の取得の変更）に同意することについて）です。

事務局から報告をお願いします。

子ども教育課長。

子ども教育課長 資料の15ページ、16ページを御覧ください。

山武市議会第4回定例会議案第6号（財産の取得の変更）について市長から意見を求められたので、11月5日に代理して処理したので報告します。

これは、令和7年第3回の本定例会において議決され、9月25日に契約を締結した山武市立小中学校備品の学習用端末、タブレット端末に使用するソフトウェアのライセンス期間の変更に伴い取得価格を変更したいので、議会の議決を求めるものでございます。

変更内容は、取得価格について1億1,493万5,634円を1億1,721万3,811円、227万8,177円の増額、児童生徒1人当たりになると896円の増額となります。

説明は以上です。

教育長 質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

（「はい。」の声あり）

教育長 では、次に進みます。

○報告第3号

教育長 報告第3号、令和7年度千葉県教育委員会教育功労者の決定についてです。

事務局から報告をお願いします。

子ども教育課長。

子ども教育課長 資料17ページを御覧ください。

こちらは、第7回の本定例会議で功労者の推薦について報告をしたところです。このことについて、10月に千葉県教育委員会から通知があり、資料17ページのとおり、学校教育の部、団体の部で松尾小学校が令和7年度の千葉県教育委員会教育功労者に決定し、11月4日に表彰されたところです。千葉県教育委員会が公表した功績概要は、資料17ページの功績概要のとおりです。

説明は以上です。

教育長 それでは、ただいまの報告に対し質問等がございましたらお願い
いたします。よろしいですか。

（「はい。」の声あり）

教育長 では、先に進みます。

○報告第4号

○報告第5号

教育長 続いて、報告第4号になりますが、報告第4号と第5号は類似
した内容でありますので、まとめて報告をお願いしたいと思いま
す。

報告第4号、代理の報告について（山武市議会第4回定例会提
出議案（公の施設に係る指定管理者の指定について（山武市成東
学童クラブ））に同意することについて）と、報告第5号、代理
の報告について（山武市議会第4回定例会提出議案（公の施設に
係る指定管理者の指定について（山武市松尾地域学童クラブ））
に同意することについて）、2つ一緒に報告をお願いいたします。

子ども教育課長。

子ども教育課長 資料は18ページ、19ページ、20ページ、21ページの4ページ分
です。

この報告第4号と第5号は、山武市成東学童クラブと山武市松
尾地域学童クラブの指定管理者を指定することについて、議会の
議決を求めるものです。

資料19ページ、議案第4号は、山武市成東学童クラブをNPO
法人ひだまりによる管理にしようとするものです。指定の期間に
ついては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間
を予定しております。

同じく資料21ページ、こちらは、山武市松尾地域学童クラブを
株式会社アンフィニによる管理にしようとするものです。指定の
期間につきましては、先ほど同様、令和8年4月1日から令和13
年3月31日までの5年間を予定しております。

以上です。

教育長 それでは、ただいまの報告に対し質問等がございましたらお願い
いたします。よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

教育長

それでは、先に進みます。

○報告第6号

教育長

報告第6号、令和8年山武市二十歳を祝う会の開催についてです。

事務局から報告をお願いします。

生涯学習課長。

生涯学習課長

生涯学習課の渡辺です。よろしくお願ひいたします。

報告第6号、令和8年山武市二十歳を祝う会の開催について御説明をさせていただきます。

資料は22ページを御覧ください。

開催日は令和8年1月11日日曜日、場所は山武市成東文化会館のぎくプラザホールです。日程につきましては、第1部が山武・松尾地区、10時から受付、10時30分から式典開始、11時10分終了予定でございます。第2部につきましては、成東・蓮沼地区、13時から受付、13時30分から式典開始、14時10分終了予定でございます。今年度も、昨年同様2部構成にしまして、来賓の方々にも御出席いただき、開催をいたします。

対象者は、第1部が157名、第2部が184名、合計で341名です。

なお、教育委員の皆様には、当日御出席くださいますよう、お願ひをいたします。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

教育長

それでは、ただいまの報告に対し質問等がございましたらお願ひします。

木島委員。

木島委員

私、前に、これは1部にできないかという提言をした関係上、ここはお聞きしておかないとまずいので、ここで。

多分、来年は結構、また人数が多いんですよ。だから、1部にするにはちょっと無理があるかなという人数だったように記憶しています。再来年からは完全に1部で大丈夫なような気がするんですよ、のぎくプラザのキャパで。ですから、今年どうなるかなということで一応、課長のほうにお伺ひしたんですけども。

これ、2部というのは、実行委員会のほうで、今年も2部にしましょうよみたいな意見が出たんですか。その辺の経緯を、なぜ今回も2部でいこうというふうに決定したのかという、そこをお聞きしたいと思います。

教育長 状況、経緯について、生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長 今、木島委員から御質問をいただきました件ですけれども、令和7年1月16日に開催の定例会にて、この質問をいただいたところでございます。

成東文化会館ののぎくプラザのキャパ350人につきまして、令和7年、今年の対象者が341人、85%の出席率を考えまして、来賓が40名、そうしますと330人ということで、可能な人数となるんですけれども、その次の令和9年、8年度の対象者、それから、10年の対象者につきましては、同じように計算した場合に、350を少しオーバーして、入れないということになります。ただ、令和11年の二十歳を祝う会からは、対象者、来賓を含めまして、85%で計算して、それ以降、ずっと350人を下回るということで、事務局のほうとしましては、令和11年ぐらいからは1部で開催できるのではないかというふうな考えをしておるところでございます。

教育長 よろしいですか、木島委員。

木島委員 細かい計算ですね。私もそういうふうにして、1部にしたり2部にしたりって、大変だと思いますので、ここは落ち着くまでに2部でいって、それで、これ以降は1部でずっといけるなという段階で1部というふうにきちっと切り替えたほうがやりやすいかと思います。説明、ありがとうございました。

教育長 そのほかございますか。よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

教育長 それでは、次に進みます。

○報告第7号

教育長 報告第7号、エンジョイスポーツ in 山武についてです。

事務局から報告をお願いします。
スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長 それでは、資料23ページを御覧ください。エンジョイスポーツ
i n山武2025についての報告でございます。

令和7年10月12日に成東総合運動公園を会場として、3回目と
なりますエンジョイスポーツ i n山武2025を開催いたしました。
御覧のように、延べ910人という人数を得ております。天候にも
恵まれまして、参加者の皆さんにも楽しんでいただけたのではな
いかなというふうに思っております。

大会後に、実行委員会等のほうでも次回に向けての反省会等を
開催しておりますので、令和8年度以降の開催につきましても前
向きに検討しているところでございます。

報告は以上です。よろしくをお願いします。

教育長 それでは、ただいまの報告に対し質問等がございましたら願
いします。よろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

教育長 大変大人数で、運営等も大変だったと思いますけど、ありがと
うございました。

○報告第9号

教育長 続いて、報告第8号は欠番となりましたので、報告第9号、令
和7年12月の行事予定についてですが、資料を事前に御確認いた
だいでいることから、事務局からの説明は省略をいたします。

質問等がございましたらよろしくお願いいたします。よろしい
ですか。

(「はい。」の声あり)

◎日程第7 その他

教育長 では、続いて、非公開のほうは後回しになりますので、日程第
7、その他に入ります。

その他、事務局から何かございますか。

運動公園管理事務所長。

運動公園管理事務所長 専決処分の報告について、報告がございました。

今回の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分を行い、同条第2項の規定により市議会へ報告を行いましたので、教育委員の皆様にも併せて報告をいたします。

なお、本件報告には個人の氏名等を含みますので、非公開とさせていただきますたいのですが、いかがでしょうか。

教育長

それでは、ただいまの説明で、報告に個人情報が含まれるということがございますので、教育委員会会議規則第12条第1項第3号の個人に関する情報を含み、会議を公開することにより、個人の権利、利益を害するおそれのある事項に該当しますので非公開としたいのですが、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。挙手全員です。よって、ただいまからの報告は非公開とします。

ちなみに、これ以外の報告は、事務局、何かございますか。先に公開案件を済ませてしまいたいと思いますが、ありませんね。

それでは、ここで公開案件は全て終了となります。ここから非公開というふういたします。

それでは、運動公園管理事務所長からの報告をお願いします。

○その他報告

(その他報告は非公開につき概要のみ記載)

※運動公園管理事務所から、資料に基づき内容を説明。

教育長

それでは、ただいまの報告に対し質問等がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

教育長

それでは、再発防止にぜひ努めていただきたいと思います。次に進みます。

○報告第10号

(報告第10号は非公開につき概要のみ記載)

教育長

続いて、報告第10号、11号になりますが、この報告は担当課職員のみでの参加で会議を行いますので、子ども教育課及び教育総務課以外の職員は退席をお願いいたします。

それでは、再開いたします。

報告第10号、代理の報告について（いじめの対処について）です。

事務局から報告をお願いします。

指導室長。

※指導室長から、資料に基づき内容を説明。

○報告第11号

（報告第11号は非公開につき概要のみ記載）

教育長

報告第11号、代理の報告について（学校管理職の特例任用について）です。

事務局から報告をお願いします。

子ども教育課長。

※子ども教育課長から、資料に基づき内容を説明。

教育長

以上をもちまして、教育委員会会議令和7年第11回の定例会を終了いたします。お疲れさまでした。

◎閉 会 午後3時30分